旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和８年８月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①ネットベーシック株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－8908号　④ネットベーシック株式会社　東京都江東区富岡２－10－16－102　代表取締役　張坤　⑤本社営業所　東京都江東区富岡２－10－16シティーイン富岡102号室　⑥令和７年12月25日　⑨令和８年７月21日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江東区富岡２－10－16－102　ネットベーシック株式会社　代表取締役　張坤

Ｂ　①株式会社ヒルクレスト　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－8339号　④株式会社ヒルクレスト　東京都港区南青山四丁目21番地33－104号　代表取締役　桜井啓子　⑤本社営業所　東京都港区南青山四丁目21番地33－104号　⑥昭和58年５月10日　⑧令和８年７月９日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区南青山四丁目21番地33－104号　株式会社ヒルクレスト　代表取締役　桜井啓子

Ｃ　①株式会社旅リンク　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－7107号　④株式会社旅リンク　東京都豊島区南大塚三丁目36番７号　南大塚Ｔ＆Ｔビル６Ｆ　代表取締役　江本潤　⑤本社　東京都豊島区南大塚三丁目36番７号　南大塚Ｔ＆Ｔビル６Ｆ　⑥平成28年２月18日　⑨令和８年７月17日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区南大塚三丁目36番７号　南大塚Ｔ＆Ｔビル６Ｆ　株式会社旅リンク　代表取締役　江本潤

Ｂ　①東京芸術大学生活協同組合　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3241号　④東京芸術大学生活協同組合　東京都台東区上野公園12番８号　代表理事　白鳥まや　⑤上野購買部　東京都台東区上野公園12番８号　⑥平成５年１月18日　⑧令和８年７月８日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都台東区上野公園12番８号　東京芸術大学生活協同組合　代表理事　白鳥まや

Ｂ　①株式会社ジェイティーティー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4274号　④株式会社ジェイティーティー　東京都港区港南二丁目16番７－2104号　代表取締役　一関政男　⑤本社営業所　東京都品川区東品川一丁目２番５号リバーサイド品川港南ビル６階　⑥平成９年８月12日　⑧令和８年６月17日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区港南二丁目16番７－2104号　株式会社ジェイティーティー　代表取締役　一関政男

Ｂ　①株式会社大同ライフサービス　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1098号　④株式会社大同ライフサービス　名古屋市南区大同町四丁目７番地　代表取締役　永井崇　⑤星崎営業所　名古屋市南区大同町二丁目30番地　⑥平成14年３月25日　⑧令和８年７月６日　⑩60万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市南区大同町四丁目７番地　株式会社大同ライフサービス　代表取締役　永井崇

Ｂ　①ツーリストガイド　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－3161号　④多賀幸夫　大阪市都島区毛馬町５丁目20番14号　⑤本社営業所　大阪市都島区毛馬町５丁目20番14号　⑥令和５年７月28日　⑧令和８年７月14日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市都島区毛馬町５丁目20番14号　多賀幸夫

Ｃ　①新廣実業株式会社　②第３種旅行業　③大分県知事登録旅行業第３－246号　④新廣実業株式会社　大分県別府市大字北石垣字ウト井手938番地16　代表取締役　黎明　⑤大分県別府市大字北石垣字ウト井手938番地16　⑥令和５年11月20日　⑨令和８年７月21日　⑩300万円　⑪大分県知事　⑫大分県別府市大字北石垣字ウト井手938番地16　新廣実業株式会社　代表取締役　黎明

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和８年８月21日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①昇龍株式会社　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２－575号　④昇龍株式会社　北安曇郡白馬村大字北城828番地334　代表取締役　傅正功　⑤本社営業所　北安曇郡白馬村大字北城828番地334　⑥平成28年６月２日　⑦令和８年６月１日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①名遠株式会社　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－8629号　④名遠株式会社　東京都新宿区早稲田町81大塚ビル３Ｆ　代表取締役　来迎金星　⑤本社営業所　東京都新宿区早稲田町81大塚ビル３Ｆ　⑥令和６年８月22日　⑦令和８年５月26日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①ＹＭ総合株式会社　②第３種旅行業　③山梨県知事登録旅行業第３－335号　④ＹＭ総合株式会社　中巨摩郡昭和町西条2548番地５　代表取締役　神田浩　⑤本社営業所　中巨摩郡昭和町西条2316－１　⑥令和５年４月11日　⑦令和８年７月14日　⑧60万円　⑨300万円